株主各位

証券コード　6740
平成27年6月4日
東京都港区西新橋三丁目７番１号
株式会社ジャパンディスプレイ
代表取締役社長　**大塚　周一**

第１３期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第１３期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、14ページの「議決権行使等についてのご案内」をご参照のうえ、平成27年６月22日（月曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時	平成27年6月23日（火曜日）**午前10時（受付開始：午前9時）**
2 場　　所	東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号　**渋谷ヒカリエ　9階　ヒカリエホール** （会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3 目的事項	**報告事項** 1. 第13期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第13期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件 **決議事項** 第1号議案　剰余金の処分の件 第2号議案　取締役6名選任の件 第3号議案　取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件 第4号議案　定款一部変更の件
4 議決権行使に関する事項	(1) 議決権の代理行使をされる場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに受付にご提出願います。なお、代理人は議決権を有する株主様１名に限らせていただきますのでご了承ください。 (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により株主名簿管理人にご通知ください。 (3) インターネット等と書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。 (4) インターネット等によって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
5 インターネット開示に関する事項	本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（次ページ参照）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

以　上

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

・株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（http://www.j-display.com/）

会場ロビーにて製品展示を行いますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

株主総会終了後、同所にて事業説明会の開催を予定しておりますので、引き続きご参加いただきますようご案内申しあげます。

なお、株主総会が長引く等の理由により、時間の短縮又は中止をする可能性がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。

株主総会ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございませんので
あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

資本構成の是正を図り、今後の資本政策の機動性を確保するため、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金 230,086,567,951円のうち114,027,292,621円を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損を填補することとさせて頂きたく存じます。

（1）減少する剰余金の項目及びその額
その他資本剰余金 114,027,292,621円

（2）増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 114,027,292,621円

（3）効力発生日
平成27年６月24日

第2号議案　取締役６名選任の件

当社の取締役は平成26年６月24日開催の当社定時株主総会において選任いただいた６名のうち、小林喜光氏は平成27年３月31日付で辞任し、他の５名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 新任	本間（ほんま）　充（みつる） （昭和22年11月６日）	昭和45年４月　三洋電機株式会社入社 平成14年６月　同社 執行役員 平成15年４月　同社 執行役員 モバイルエナジーカンパニー社長 平成17年５月　一般社団法人電池工業会 副会長 平成18年２月　三洋電機株式会社 取締役専務執行役員 平成19年３月　一般社団法人電池工業会 会長 平成20年４月　三洋電機株式会社 取締役副社長兼副社長執行役員 平成22年６月　同社 代表取締役副社長兼副社長執行役員 平成25年５月　一般社団法人電池工業会 会長 退任 平成25年６月　三洋電機株式会社 代表取締役副社長 退任	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	有賀（あるが）　修二（しゅうじ） （昭和34年３月22日）	昭和58年４月　株式会社諏訪精工舎（現セイコーエプソン株式会社）入社 平成18年12月　同社 業務執行役員 エプソンイメージングデバイス株式会社代表取締役社長 平成21年12月　ソニーモバイルディスプレイ株式会社取締役副社長 平成23年４月　同社代表取締役社長 ソニー株式会社ＰＤＳＧ・半導体事業本部モバイルディスプレイ事業部長 平成24年３月　旧株式会社ジャパンディスプレイ 執行役員 チーフビジネスオフィサー 平成25年４月　当社執行役員 チーフビジネスオフィサー（モバイル事業担当） 平成25年11月　当社取締役（現任） 平成26年７月　当社執行役員 チーフオペレーティングオフィサー兼チーフビジネスオフィサー（現任）	4,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	谷山（たにやま） 浩一郎（こういちろう） （昭和44年11月23日）	平成４年４月　株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成13年９月　カーライル・ジャパン・エルエルシー入社 平成16年１月　同社ヴァイスプレジデント 平成19年１月　同社ディレクター 平成21年７月　株式会社産業革新機構入社 マネージングディレクター 平成23年９月　株式会社ジャパンディスプレイ統合準備会社（旧株式会社ジャパンディスプレイ）代表取締役 平成24年３月　当社社外取締役（現任） 平成24年６月　株式会社産業革新機構 執行役員（現任） 平成26年11月　株式会社ＪＯＬＥＤ 取締役（現任）	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任	白井（しらい） 克彦（かつひこ） （昭和14年９月24日）	昭和40年４月　早稲田大学第一理工学部 助手 昭和50年４月　早稲田大学理工学部 教授 平成６年11月　早稲田大学 教務部長兼国際交流センター所長 平成10年11月　早稲田大学 常任理事 平成14年11月　早稲田大学 総長（理事長・学長） 平成22年11月　早稲田大学 学事顧問（現任） 平成23年４月　放送大学学園 理事長（現任） 平成24年６月　旧株式会社ジャパンディスプレイ 社外取締役 日本電信電話株式会社 社外取締役（現任） 平成25年４月　当社社外取締役（現任）	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 再任	菅野（かんの） 寛（ひろし） （昭和33年11月14日）	昭和58年４月　株式会社日建設計入社 平成３年９月　ボストン・コンサルティング・グループ入社 同社最終役職Partner and Managing Director 平成20年７月　一橋大学大学院 国際企業戦略研究科教授（現任） 平成24年４月　一橋大学大学院 国際企業戦略研究科研究科長 平成24年10月　旧株式会社ジャパンディスプレイ 社外取締役 平成25年４月　当社社外取締役（現任） 平成26年６月　株式会社WOWOW 社外取締役（現任）	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6 新任	澤部（さわべ）　肇（はじめ） （昭和17年１月９日）	昭和39年４月　東京電気化学工業株式会社（現ＴＤＫ株式会社）入社 平成３年４月　同社 記録メディア事業本部欧州事業部長 平成８年６月　同社 取締役 記録デバイス事業本部長 平成10年６月　同社 代表取締役社長 平成18年６月　同社 代表取締役会長 平成20年６月　帝人株式会社 社外取締役（現任） 平成23年３月　株式会社日本経済新聞社 社外監査役（現任） 平成23年６月　ＴＤＫ株式会社 取締役 取締役会議長 平成24年４月　一般社団法人日本能率協会 理事（現任） 平成24年６月　ＴＤＫ株式会社 相談役（現任）	0株

（注）1. 平成25年４月１日付の合併により消滅した株式会社ジャパンディスプレイ（平成24年３月30日に株式会社ジャパンディスプレイ統合準備会社から商号変更）を旧株式会社ジャパンディスプレイと表記しています。

2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 谷山浩一郎氏、白井克彦氏、菅野寛氏及び澤部肇氏は、社外取締役候補者であります。

(1)谷山浩一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が幅広い投資事業における豊富な経験、知見を有しており、それらを当社の経営に活かしていただきたいためであります。

(2)白井克彦氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が工学博士として、また、教育機関の経営責任者としての豊富な経験、知見を有しており、それらを当社の経営に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(3)菅野寛氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が経営コンサルタントとしての豊富な経験、企業戦略立案の研究者としての専門的な知見を有しており、それらを当社の経営に活かしていただきたいためであります。

(4)澤部肇氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が大企業の経営者として豊富な経験、知見を有しており、それらを当社の経営に活かしていただきたいためであります。

4. 谷山浩一郎氏、白井克彦氏及び菅野寛氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は旧株式会社ジャパンディスプレイを含めて、本定時株主総会終結の時をもって谷山浩一郎氏は３年４か月、白井克彦氏は３年、菅野寛氏は２年９か月となります。

5. 当社は、谷山浩一郎氏、白井克彦氏及び菅野寛氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、谷山浩一郎氏、白井克彦氏及び菅野寛氏の再任が承認された場合には、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、澤部肇氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

6. 当社は、白井克彦氏及び菅野寛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、澤部肇氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第３号議案　取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

当社取締役の報酬額は、平成25年3月27日開催の臨時株主総会において、年額2億5,000万円以内とする旨ご承認をいただき今日に至っておりますが、この報酬額とは別枠として、本総会の日から1年間において、当社取締役（社外取締役を除く。）に対して報酬として新株予約権を1億円の範囲で付与することにつき、ご承認をお願いするものであります。ストックオプションとしての報酬の額は、割り当てる新株予約権１個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。なお、第2号議案（取締役6名選任の件）が原案どおり承認可決されますと、付与対象者は2名となります。

１．ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社取締役の業績向上に対する意欲と意識を一層高めることにより企業価値の向上を図ることを目的として、取締役に対してストックオプションとして新株予約権を発行するものです。

２．新株予約権の内容

（１）新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式500,000株を総株数の上限とする。

なお、本議案の決議日（以下「決議日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後割当株式数　＝　調整前割当株式数　×　分割・併合の比率

また、決議日後、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式を調整する。

（2）発行する新株予約権の総数

5,000個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）100株。ただし、上記（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）を上限とする。

（3）新株予約権の払込金額

新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）においてブラック・ショールズモデルにより算出した公正価額を払込金額とする。なお、当該払込金額は、新株予約権者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）を下回る場合は、割当日の終値を行使価額とする。

なお、割当日後に下記の各事由が生じたときは、以下の各算式により調整された行使価額に付与株式数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合、公正な価額による新株式の発行の場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

③ 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当てに係る取締役会決議の日後2年を経過した日から新株予約権の割当てに係る取締役会決議の日後10年を経過する日（同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日）までの範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。

（6）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者が当社又は当社の子会社を懲戒解雇され、又は、当社又は当社の子会社において諭旨退職の処分を受け、若しくはそれらに準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、新株予約権者は、その保有する全ての新株予約権を行使することができない。ただし、当社の取締役会の決議により特に行使が認められた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が、当社と実質的に競業する会社の役職員に就いた場合、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除き、新株予約権を行使することはできない。

（7）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（ただし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額）とし、残部を資本準備金の額とする。

（8）新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

（9）新株予約権の当社による取得

当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権の全部又は一部を無償にて取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議により、その取得する新株予約権を定めるものとする。

（10）新株予約権に関するその他の事項

新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

第４号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）経営体制の一層の強化を図るため、代表取締役を2名とする予定であります。
これに合わせまして、代表取締役が複数名いる場合の役割を定めるため、第14条（総会の招集権者および議長）、第22条（代表取締役および役付取締役）、第24条（取締役会の招集権者）及び第26条（取締役会の議長）の一部を変更するものであります。

（２）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、第31条（取締役の責任免除）及び第41条（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、第31条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（総会の招集権者および議長） 第14条　　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき当会社の代表取締役がこれを招集し、議長となる。	（総会の招集権者および議長） 第14条　　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき当会社の代表取締役（代表取締役が複数の場合は、予め取締役会で定めた代表取締役）がこれを招集し、議長となる。
2．代表取締役に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。	2．前項の代表取締役に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
（代表取締役および役付取締役） 第22条　　（条文省略） 2．当会社は、取締役会の決議によって、取締役社長およびその他の役付取締役を定めることができる。	（代表取締役および役付取締役） 第22条　　（現行どおり） 2．当会社は、取締役会の決議によって、取締役会長および取締役社長各1名ならびにその他の役付取締役若干名を定めることができる。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の招集権者） 第24条　　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集する。	（取締役会の招集権者） 第24条　　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役（代表取締役が複数の場合は、予め取締役会で定めた代表取締役）が招集する。
2. 代表取締役が前項の任務を行うことができない場合には、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が取締役会を招集する。	2. 前項の代表取締役が前項の任務を行うことができない場合には、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が取締役会を招集する。
（取締役会の議長） 第26条　　取締役会の議長は、代表取締役がこれにあたる。	（取締役会の議長） 第26条　　取締役会の議長は、代表取締役（代表取締役が複数の場合は、予め取締役会で定めた代表取締役）がこれにあたる。
2. 代表取締役が前項の任務を行うことができない場合には、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が議長となる。	2. 前項の代表取締役が前項の任務を行うことができない場合には、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が議長となる。
（取締役の責任免除） 第31条　　（条文省略） 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第31条　　（現行どおり） 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現　行　定　款	変　更　案
（監査役の責任免除） 第41条　　（条文省略） 2．当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（監査役の責任免除） 第41条　　（現行どおり） 2．当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

以　上

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

日 時 平成27年6月23日（火曜日）**午前10時（受付開始：午前９時）**

場 所 **渋谷ヒカリエ　９階　ヒカリエホール**

（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成27年6月22日（月曜日）**午後５時30分到着分まで**

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から当社株主名簿管理人が運営する議決権行使サイト（http://www.web54.net/）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
（注意点については15ページをご参照ください。）

行使期限 平成27年6月22日（月曜日）**午後５時30分まで**

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話 0120-652-031（受付時間 午前９時～午後９時）

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネット等による議決権行使の際の注意点

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願いいたします。

1．パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

2．議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

(2) インターネット等による議決権行使は、平成27年６月22日（月曜日）の午後５時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。

システムに係わる条件について

インターネット等により議決権を行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

1．パソコン用サイトによる場合

(1) 画面の解像度が、横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

(2) 次のアプリケーションをインストールしていること。

① ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2以降のMicrosoft® Internet Explorer

② PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®又は、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

(3) ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（又は一時解除）するとともに、プライバシに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

(4) 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

2．携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL（Secure Socket Layer）暗号化通信が可能である機種であること。

①ｉモード　②EZweb　③Yahoo!ケータイ

※ｉモードは株式会社ＮＴＴドコモ、EZwebはＫＤＤＩ株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標又はサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、又は、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご投票としてお取扱いいたします。

なお、ご不明な点等がございましたら三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤルへお問い合わせください。

提供書面

事業報告（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

1 企業集団の現況

（1）当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の中小型ディスプレイ市場は、スマートフォン市場の拡大に伴い需要が大きく伸長しました。特に、従来機に比べて大型かつ高精細なLTPS（低温ポリシリコン）ディスプレイを搭載した世界的に人気の高いApple Inc.のスマートフォン「iPhone」の新機種が平成26年９月に発売され、市場をけん引しました。また、スマートフォンの普及拡大が続く中国においては、低価格帯のスマートフォンが普及する一方で、通信網の整備進展に伴い大型かつ高精細なディスプレイを持つスマートフォンのニーズが高まり、ハイエンドディスプレイを搭載したスマートフォン需要が拡大しました。

このような状況の中、当社グループの売上高は、第２四半期連結累計期間は大口顧客への出荷遅れや従来の大手グローバルスマートフォンメーカーの需要減などの要因により低調でありましたが、第３四半期連結会計期間より大口顧客向けの出荷が拡大するとともに、中国向けのFull-HD以上のスマートフォン向けハイエンドディスプレイの出荷が増加し、通期では前期を大きく上回る結果となりました。

営業損益と経常損益は、第３四半期連結会計期間以降のＶ字回復で通期では設立以来３期連続の黒字となりましたが、第２四半期連結累計期間の売上高減少やディスプレイ市場価格の下落に伴う売価低下などの影響により、前期に比べ減少いたしました。また、当期純損益については、特別利益として補助金収入が135億円あった一方で、特別損失としてこの補助金に対する固定資産圧縮損119億円を計上しております。これに加え、第２四半期連結会計期間に会社更生手続を申し立てた取引先の債権に対し貸倒引当金繰入額21億円を計上したことや、今後の事業競争力強化を図るべく世代の古い第３世代（ガラス基板サイズ：550mm×670mm）LTPS液晶ラインを有する深谷工場の閉鎖を決定し第４四半期連結会計期間に事業構造改善費用95億円を計上したことなどにより、当期純損失となりました。

なお、当連結会計年度は茂原工場の第６世代（ガラス基板サイズ：1,500mm×1,850mm）LTPS液晶生産ラインを月産５万枚に拡張するとともに、拡大を続ける高精細スマートフォンディスプレイの需要に応えるべく、石川県白山市に第６世代工場の新設を決定いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は769,304百万円（前期比25.2％増）となり、営業利益は5,147百万円（前期比81.4％減）、経常利益は1,864百万円（前期比90.2％減）、当期純損失は12,270百万円（前期は当期純利益33,918百万円）となりました。

当社グループは単一セグメントであるため、ご参考としてアプリケーション分野別売上高を開示しています。以下は分野別の状況です。

（モバイル分野）

当分野には、スマートフォン、タブレット、従来型携帯電話端末用のディスプレイが含まれます。当連結会計年度のモバイル分野の売上高は、売上高の79.9%を占める615,052百万円となりました。

当連結会計年度においては、スマートフォン市場の拡大に伴い、当社グループの得意とする高精細LTPS液晶ディスプレイの販売が大幅に拡大しました。特に、第４四半期連結会計期間には、当社が強みとするタッチパネル機能をディスプレイに組み込んだインセルタッチディスプレイ「Pixel Eyes™」搭載のディスプレイ売上高が大きく向上いたしました。また、世界に先駆け、精細度の高いWQHD（1,440×2,560 画素）ディスプレイにおいて、インセルタッチ方式のディスプレイ量産を実現しました。

（車載・C&I・その他分野）

当分野には、車載用機器、デジタルカメラやゲーム機等の民生機器、医療用モニター等の産業機器用のディスプレイの他、特許収入等が含まれます。当連結会計年度の車載・C&I・その他分野の売上高は、売上高の20.1%を占める154,252百万円となりました。

当連結会計年度においては、米国や中国における自動車販売の好調を背景に、車載用ディスプレイの販売が安定的に推移したほか、ゲーム機用ディスプレイの販売も堅調でした。また、今後の車載用ディスプレイの販売拡大を見据え、米国ミシガン州デトロイト市近郊に、当社のアメリカ地域販売会社であるJDI Display America, Inc.の新たなオフィスを平成26年６月に開設したほか、台湾の子会社、高雄晶傑達光電科技股份有限公司（Kaohsiung Opto-Electronics Inc.）における車載用ディスプレイのモジュール組立の生産能力増強を決定しました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は85,765百万円で、その主なものは茂原工場第6世代ラインにおける生産設備増強の投資額41,010百万円及び石川工場における研究開発設備の投資額15,773百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額37,500百万円のコミットメントライン契約を締結しております。

(2) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

		平成24年3月期 第１０期	平成25年3月期 第１１期	平成26年3月期 第１２期	平成27年3月期 (当連結会計年度) 第１３期
		自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日	自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日	自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日	自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日
売上高	(百万円)	133,974	165,144	614,567	769,304
営業利益又は営業損失(△)	(百万円)	△3,890	10,106	27,624	5,147
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	△7,237	8,549	19,072	1,864
当期純利益又は当期純損失（△)	(百万円)	△2,560	3,555	33,918	△12,270
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（△)	(円)	△21.32	29.61	135.09	△20.42
総資産	(百万円)	94,494	115,034	758,975	831,622
純資産	(百万円)	△13,426	△3,481	405,144	402,626
1株当たり純資産額	(円)	△112.44	△29.93	673.28	666.92

(注) 1. 当社グループは、第12期から会社法第444条に定める連結計算書類を作成しております。第10期及び第11期の数値につきましては、金融商品取引法第193条の２第１項に基づき監査を受けた連結財務諸表の数値を記載しており、会社法第444条第４項に定める監査役及び会計監査人の監査を受けておりません。

2. 第10期より、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号　平成22年６月30日）、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号　平成22年６月30日公表分）及び「１株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第９号　平成22年６月30日）を適用しております。
平成26年１月28日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び１株当たり純資産を算定しております。

3. 第10期及び第11期の数値につきましては、合併前であるため、株式会社ジャパンディスプレイイーストを親会社とする連結財務諸表の数値を記載しております。

②当社の財産及び損益の状況

		平成24年3月期 第１０期	平成25年3月期 第１１期	平成26年3月期 第１２期	平成27年3月期 (当事業年度) 第１３期
		自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日	自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日	自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日	自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日
売上高	(百万円)	133,151	108,907	590,880	750,983
営業利益又は営業損失(△)	(百万円)	△8,813	4,236	13,913	△7,563
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	△8,846	4,642	7,565	△5,023
当期純利益又は当期純損失（△)	(百万円)	△2,156	△6,624	30,395	△14,238
１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（△)	(円)	△17.95	△55.16	121.06	△23.69
総資産	(百万円)	88,700	80,512	704,890	773,807
純資産	(百万円)	△24,324	△30,949	352,401	336,687
１株当たり純資産額	(円)	△202.54	△257.70	586.57	559.98

(注) １．第10期より、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号　平成22年6月30日）、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号　平成22年６月30日公表分）及び「１株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第９号　平成22年６月30日）を適用しております。
平成26年１月28日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び１株当たり純資産を算定しております。
２．第10期及び第11期の数値につきましては、合併前であるため、株式会社ジャパンディスプレイイーストの数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
JDI Display America, Inc.	200千USドル	100.0	中小型ディスプレイの販売
JDI Europe GmbH	5,000千EUR	100.0	中小型ディスプレイの販売
JDI China Inc.	2,500千USドル	100.0	中小型ディスプレイの販売
JDI Hong Kong Limited	1,500千HKドル	100.0	中小型ディスプレイの販売
JDI Taiwan Inc.	5,000千NTドル	100.0	中小型ディスプレイの販売
JDI Korea Inc.	600百万KRW	100.0	中小型ディスプレイの販売
Taiwan Display Inc.	470百万NTドル	100.0	中小型ディスプレイの販売等
Suzhou JDI Devices Inc.	45百万USドル	100.0	液晶モジュールの後工程製造
Suzhou JDI Electronics Inc.	1,043百万元	100.0	液晶モジュールの後工程製造
Shenzhen JDI Inc.	22百万USドル	78.2	液晶ディスプレイバックライトの製造・販売
Nanox Philippines Inc.	954百万円	81.0	液晶モジュールの後工程製造、中小型ディスプレイの販売
Kaohsiung Opto-Electronics Inc.	500百万NTドル	100.0	液晶モジュールの設計・製造

(注) . Taiwan Display Inc.は、平成26年６月に440百万NTドル増資しております。

(4) 対処すべき課題

中小型ディスプレイ市場という成長市場において、競争優位性を維持し、持続的な成長と収益の最大化を図るため、当社グループは以下の事項を最重点施策とし、優先的に取り組んでまいります。

❶ 当社グループの現状の認識

当社グループは、技術力と生産能力の双方を備えた中小型ディスプレイのグローバルリーディングカンパニーとしての地位の確立を目指しております。

これまで当社グループは、持続的な成長と収益の最大化を目指して、顧客要求を超える技術力の一層の強化と生産能力の確保、及びそれらを実現する継続的な研究開発投資と生産ラインへの設備投資等を行ってきました。こうした活動が奏功し、当社グループは中小型ディスプレイ市場において着実に顧客基盤を確立し、会社発足時の統括会社である旧株式会社ジャパンディスプレイの平成25年3月期の連結売上高457,378百万円に対し、平成27年3月期は168%に成長するとともに、営業利益では３期連続の黒字化を達成しました。また、財務基盤の確保も重大な経営目標と認識し、財務体質の健全性（＝高い自己資本比率）と財務の機動性や柔軟性（実質無借金）を確保してまいりました。

当社グループは、スマートフォン顧客の旺盛な需要に対応するための新工場建設を平成27年3月に発表しました。更に、車載市場でのビジネス強化や反射型ディスプレイの新たな事業領域開拓等スマートフォン以外の事業育成に向けて進め、営業利益率10%、EBITDA率20%、ROE10%以上を３年後の目標値として、もう一段高い水準への成長を可能とする収益基盤の確立を目指していきます。

※当社は、平成25年４月１日に株式会社ジャパンディスプレイイースト（同日、株式会社ジャパンディスプレイに商号変更）を存続会社として、株式会社ジャパンディスプレイ、株式会社ジャパンディスプレイセントラル、株式会社ジャパンディスプレイウェスト、株式会社ジャパンディスプレイイーストプロダクツと合併を実施していることから、発足当時の統括会社を旧株式会社ジャパンディスプレイとして記載しております。

❷ 対処すべき課題とその取り組み

① 市場シェアの拡大

中小型ディスプレイ市場において、特にスマートフォン市場は急速な拡大を続けており、中でも高精細ディスプレイへのニーズが高まっています。当社グループはこのような市場において、更なる市場シェア拡大を図る方針です。シェアの拡大は、開発投資及び設備投資を早期に回収して再投資に回し、持続的な成長を実現するためには不可欠です。

当社グループは、ＩＰＳとLTPSを基盤とする先端技術を競合他社に先駆けて顧客に提案し、かつそれらの技術に対応した生産能力を先駆けて構築することにより、スマートフォン市場のシェア拡大を目指しています。WQＨＤ（1,440×2,560画素）のような高精細製品やインセルタッチのPixel Eyes™、高コントラスト・高画質を実現するIPS-NEO™等を積極的に提案し、そのことがデザイン・インの拡大、顧客満足の充実に寄与しています。

スマートフォン以外では、自動車１台当たりのディスプレイ搭載数の増加が期待される車載市場に対して、インストルメントパネル向け異形状液晶モジュールの量産を開始した他、北米地区自動車メーカーへのサポート強化のため、平成26年６月にデトロイトに新規オフィスを開設する等ビジネスの強化を進めています。また、腕時計型ウエアラブルデバイス（スマートウォッチ等）向けやデジタルサイネージ向けに超低消費電力メモリーインピクセル反射型カラー液晶標準モジュールの販売を開始する等、新規市場の開拓にも取り組んでいきます。

② 先端生産設備への投資の実行

中小型ディスプレイ市場が拡大する中、顧客需要に対応し、かつ収益の維持・向上を図るためには、先端技術に対応し、高い生産効率を持つ生産ラインへの投資を行うことが必要です。

当社グループでは、平成24年６月に石川サイトの第5.5世代能美工場において、次いで平成25年６月には茂原工場の第6世代新ラインにおいて、それぞれ量産稼働を開始しました。平成27年3月期にはこれら生産ラインの生産能力を増強し、能美工場は量産開始当初の月産21,500シートに対し月産25,500シートに、茂原工場新ラインは量産開始当初の月産24,000シートに対し月産50,000シートの生産能力になりました。この結果、当社グループは、茂原工場新ライン稼働以降現時点まで世界最大規模のLTPS液晶ディスプレイの生産能力を確保しています。茂原工場の新ラインは、LTPS対応ラインとしては世界最大クラスの第６世代（ガラス基板サイズ1,500mm×1,850mm）のマザーガラスを使用し、高い生産効率を目指した生産ラインです。第６世代のマザーガラスは、例えば茂原工場の既存ラインの第4.5世代と比較して約４倍の面積を持っており、ガラス基板１シート当たりの液晶パネル取得数を大きく増加させるため、ガラス基板１シート当たりのコスト低減が可能となります。更に、新ラインにおける最先端の製造装置の導入により、歩留りの向上、サイクルタイムの短縮化等によるコスト低減にも寄与する他、進化する技術の具現化、製品の高品質化も実現可能となります。

更に、当社グループは、先端中小型ディスプレイの拡大する需要に対応するため、第６世代液晶ディスプレイ工場を石川県白山市に新設し、生産能力を拡大することを平成27年3月に発

表いたしました。この新工場は、茂原工場新ラインと同じ第６世代のマザーガラスを使用、月産25,000シートの生産能力を有し、平成28年に稼働する予定です。当該新工場が稼働すると当社グループの液晶パネル生産能力は、全体で20％強拡大することとなります。なお、新工場の投資資金については、当社キャッシュフローと受取金にて充当する予定で、設備投資の過大な負担の削減に努めております。また、新工場の建設に対応した後工程生産能力の拡充についても、今後検討していきます。

今後も、先端生産設備への投資を競合他社に先駆けて実施することにより、競争力のある製品をタイムリーに市場投入できる体制となるよう取り組みます。

③ 研究開発投資の推進

中小型ディスプレイ業界においては、電子機器の高度化に伴い、高精細かつ低消費電力で薄型、といった複合的で難易度の高い技術を要する製品の需要が増えており、かかる製品の開発を可能とする新しい材料や生産技術等における技術革新が現在も進行しています。このような環境下、進化する市場のニーズに応え続けるため、ディスプレイメーカーには高い技術力の向上と継続的な技術革新の追求が不可欠となっており、これらを実行するための研究開発投資がますます重要となっています。

当社グループは、強みとするLTPS液晶ディスプレイ技術の継続的な発展と、パラダイムシフトを起こしうる革新技術の追求を研究開発の基本方針とし、研究開発本部が中心軸となって開発活動を行っています。研究開発費は、直近の収益に直結する厳選した研究テーマと将来の利益確保に寄与する研究テーマに集中して投じ、適切な人員の配置も行っています。具体的には、LTPS液晶ディスプレイ技術の有する高精細化、低消費電力化、狭額縁化等における強みを追求し、他の技術との差異化を図るための開発に積極的な投資を継続してまいります。その一方で、有機ＥＬディスプレイ技術や酸化物半導体ディスプレイ技術の進化の可能性に鑑み、当社グループにおいてもこれらの技術の研究開発投資を実施しています。特に有機ＥＬディスプレイについては、薄くて軽いシートディスプレイへの展開を視野に入れた研究開発を行っています。

また当社は、株式会社産業革新機構、ソニー株式会社及びパナソニック株式会社と、有機ＥＬディスプレイパネルの量産開発加速及び早期事業化を目的として、株式会社JOLED（以下「JOLED」）を設立し、JOLEDは平成27年１月５日に事業を開始しました。有機ＥＬに関わる世界最高水準の技術とリソースを結集するJOLEDと強い協力関係を築くことにより、更なる軽量化・薄型化が求められるノートＰＣ向け等の中型ディスプレイアプリケーションへの、

将来的な展開可能性を検討していきます。また、従来から当社グループ内で取り組む有機ＥＬに関わる研究開発についても、JOLEDとのシナジー効果により、更に加速させていくことを考えています。

④ 更なるコスト競争力の強化

中小型ディスプレイ業界では、各社の資金力や生産国の産業政策・為替動向等がグローバルな競争環境に影響を与えています。当社グループとしては、労働力やインフラ等のコストが低い国に拠点を有する企業に対してもコスト競争力を確保し、世界市場で競争優位性を維持することが重要な課題となっています。また、モバイル機器等、民生製品に搭載されるディスプレイは需要の変動が大きいため、工場における損益分岐稼働率の引き下げを図ることも重要な課題の一つです。

当社グループでは、全社的なコスト削減活動の取り組みを実施しています。この取り組みにおいては、製品モデル毎の部材コストと加工コストをモニタリングし、それらのコスト削減に寄与する重要テーマについて、経営陣自らが指揮をしてコスト削減を進めています。生産数量に関わらず固定的に発生するコストについても、効率化による削減に取り組んでいます。また、インセルタッチ技術のPixel Eyes™のように、従来、別部品として取り付けていたタッチパネルをディスプレイに機能内蔵した製品も、コスト削減に寄与していると言えます。

今後も引き続き、生産ラインの歩留り向上、生産性改善、部材の内製化や変更、部材点数の削減、後工程の自動化等に取り組み、更なる製造コストの競争力強化を推進してまいります。かかる製造コストの削減策の一環として、平成24年度に茂原工場のアモルファスシリコンラインを一部停止し、平成25年度に石川サイトのアモルファスシリコンラインを閉鎖した他、平成27年度（予定）に第３世代（ガラス基板サイズ550mm×670mm）LTPSラインを有する深谷工場を閉鎖いたします。

(5) 主要な事業内容 (平成27年３月31日現在)

当社グループは、中小型ディスプレイ並びに関連製品の開発、設計、製造及び販売を主な事業としております。

(6) 主要な事業所及び工場 (平成27年３月31日現在)

① 当社

本社		東京都港区
西日本オフィス		大阪府大阪市
海老名オフィス		神奈川県海老名市
鳥取工場		鳥取県鳥取市
東浦工場		愛知県知多郡東浦町
石川サイト	石川工場	石川県能美郡川北町
	能美工場	石川県能美市
深谷工場		埼玉県深谷市
茂原工場		千葉県茂原市

② 主要な子会社

JDI Display America, Inc.	本社：米国
JDI Europe GmbH	本社：ドイツ
JDI China Inc.	本社：中国
JDI Hong Kong Limited	本社：香港
JDI Taiwan Inc.	本社：台湾
JDI Korea Inc.	本社：韓国
Taiwan Display Inc.	本社：台湾
Suzhou JDI Devices Inc.	本社：中国
Suzhou JDI Electronics Inc.	本社：中国
Shenzhen JDI Inc.	本社：中国
Nanox Philippines Inc.	本社：フィリピン
Kaohsiung Opto-Electronics Inc.	本社：台湾

(7) 使用人の状況 (平成27年３月31日現在)

企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
16,551名	505名増加

(注) 使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成27年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社日立製作所	13,985
株式会社東芝	3,110

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成27年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 1,840,000,000株
② 発行済株式の総数 601,387,900株
③ 株主数 70,130名
④ 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社産業革新機構	214,000,000	35.6
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	44,940,800	7.5
ソニー株式会社	10,700,000	1.8
株式会社東芝	10,700,000	1.8
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613	6,387,000	1.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,175,900	1.0
MSCO CUSTOMER SECURITIES	5,847,000	1.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	5,560,200	0.9
株式会社日立製作所	5,474,400	0.9
BNYM TREATY DTT 15	4,750,053	0.8

(注) 持株比率につきましては自己株式 (140,600株) を除いて算出しています。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		平成25年３月27日	平成25年３月27日
新株予約権の数		85,250個	13,400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 8,525,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 1,340,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 50,000円 (1株当たり 500円)	新株予約権1個当たり 50,000円 (1株当たり 500円)
権利行使期間		平成26年６月28日から 平成34年６月27日まで	平成26年６月28日から 平成34年６月27日まで
新株予約権の行使の条件		(注) １.	(注) １.
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 4,320個 目的となる株式数 432,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 6,680個 目的となる株式数 668,000株 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	監査役	新株予約権の数 2,160個 目的となる株式数 216,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 840個 目的となる株式数 84,000株 保有者数 1名

・第１回新株予約権及び第２回新株予約権は、平成25年４月１日付で当社と合併した旧株式会社ジャパンディスプレイ（※）が発行していた新株予約権を承継したものであります。また、発行決議日は、当該合併に関する合併契約が当社株主総会の決議により承認された日を記載しております。
・監査役が保有している新株予約権は使用人として在籍中に付与されたものであります。
・平成26年１月28日に行った１株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
（※）平成25年４月１日付の合併により消滅した株式会社ジャパンディスプレイを旧株式会社ジャパンディスプレイと表記しています。
(注) １. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
①上記の権利行使期間の定め等にかかわらず、当社普通株式上場日から１年間が経過する日まで、新株予約権を行使することはできない。
②新株予約権者は、当社又は当社の子会社を懲戒解雇され、又は諭旨退職の処分を受け若しくはそれらに準じた懲戒処分を受けた場合には、原則として、その保有する全ての新株予約権を行使することができない。
③新株予約権者は、自己都合により当社又は当社の子会社を退職等した場合には、原則として、その保有する新株予約権の半数を行使することができない。
④新株予約権者は、当社と実質的に競業する会社の役職員に就いた場合には、原則として、新株予約権を行使することができない。
⑤新株予約権は、原則として、相続できない。
⑥その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

		第６回新株予約権	第７回新株予約権
発行決議日		平成25年10月30日	平成25年10月30日
新株予約権の数		25,960個	340個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 2,596,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 34,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 65,000円 (1株当たり 650円)	新株予約権1個当たり 65,000円 (1株当たり 650円)
権利行使期間		平成27年10月31日から 平成35年10月30日まで	平成27年10月31日から 平成35年10月30日まで
新株予約権の行使の条件		(注) 2.	(注) 2.
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,660個 目的となる株式数 166,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 340個 目的となる株式数 34,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	監査役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

・平成26年１月28日に行った１株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(注) 2．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

①新株予約権者は、当社又は当社の子会社を懲戒解雇され、又は諭旨退職の処分を受け若しくはそれらに準じた懲戒処分を受けた場合には、原則として、その保有する全ての新株予約権を行使することができない。

②新株予約権者は、自己都合により当社又は当社の子会社を退職等した場合には、原則として、その保有する新株予約権の半数を行使することができない。

③新株予約権者は、当社と実質的に競業する会社の役職員に就いた場合には、原則として、新株予約権を行使することができない。

④新株予約権は、原則として、相続できない。

⑤その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成27年３月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大塚周一	執行役員　チーフエグゼクティブオフィサー
取締役	有賀修二	執行役員　チーフオペレーティングオフィサー 兼チーフビジネスオフィサー
取締役	谷山浩一郎	株式会社産業革新機構　執行役員 株式会社ＪＯＬＥＤ　取締役
取締役	小林喜光	株式会社三菱ケミカルホールディングス　取締役社長 三菱化学株式会社　取締役会長 東京電力株式会社　社外取締役
取締役	白井克彦	早稲田大学　学事顧問 放送大学学園　理事長 日本電信電話株式会社　社外取締役
取締役	菅野寛	一橋大学大学院　国際企業戦略研究科　教授 株式会社WOWOW　社外取締役
常勤監査役	川﨑和雄	
常勤監査役	佐藤幸宏	
監査役	江藤洋一	インテグラル法律事務所　パートナー弁護士 ニチアス株式会社　社外監査役
監査役	川嶋俊昭	川嶋公認会計士事務所　所長 シティバンク銀行株式会社　社外監査役

(注) 1. 取締役谷山浩一郎氏、取締役小林喜光氏、取締役白井克彦氏及び取締役菅野寛氏は、社外取締役であります。
2. 監査役江藤洋一氏及び監査役川嶋俊昭氏は、社外監査役であります。
3. 監査役川嶋俊昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は取締役小林喜光氏、取締役白井克彦氏、取締役菅野寛氏、監査役江藤洋一氏及び監査役川嶋俊昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 平成26年6月24日開催の第12期定時株主総会において、新たに佐藤幸宏氏は監査役に選任され就任いたしました。
6. 平成26年6月24日開催の第12期定時株主総会の終結の時をもって取締役朝倉陽保氏は任期満了により退任いたしました。朝倉陽保氏の退任時の重要な兼職は、株式会社産業革新機構 専務取締役（ＣＯＯ）であります。
7. 平成27年3月31日付で社外取締役小林喜光氏は辞任により退任いたしました。小林喜光氏の退任時の重要な兼職は、株式会社三菱ケミカルホールディングス 取締役社長、三菱化学株式会社 取締役会長及び東京電力株式会社 社外取締役であります。
8. 取締役有賀修二氏は平成26年7月1日付でチーフオペレーティングオフィサー兼チーフビジネスオフィサーに就任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数（名）	報酬等の額（百万円）
取締役（うち社外取締役）	5（3）	104（32）
監査役（うち社外監査役）	4（2）	46　（9）

（注）1. 取締役のうち執行役員を兼務する者の執行役員部分の報酬等はございません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成25年３月27日開催の臨時株主総会において、年額250百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成26年６月24日開催の第12期定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。
4. 無報酬の取締役１名は上記取締役の員数には含まれておりません。

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役谷山浩一郎氏は、株式会社産業革新機構の執行役員及び株式会社ＪＯＬＥＤの取締役であります。当社と株式会社産業革新機構との間には特別の関係はありません。当社は株式会社ＪＯＬＥＤの発行済株式総数の15.0％を有する株主であり、開発業務を委託しております。
・取締役白井克彦氏は、早稲田大学の学事顧問、放送大学学園の理事長及び日本電信電話株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・取締役菅野寛氏は、一橋大学大学院国際企業戦略研究科の教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・平成27年３月31日付で社外取締役を退任された取締役小林喜光氏は、株式会社三菱ケミカルホールディングスの取締役社長及び三菱化学株式会社の取締役会長並びに東京電力株式会社の社外取締役であります。株式会社三菱ケミカルホールディングス及び東京電力株式会社と当社との間には特別の関係はありません。三菱化学株式会社とは間接材料（工場溶液）について取引関係にあります。
・監査役江藤洋一氏は、インテグラル法律事務所のパートナー弁護士及びニチアス株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役川嶋俊昭氏は、川嶋公認会計士事務所の所長及びシティバンク銀行株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　谷山浩一郎	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。主に幅広い投資事業における豊富な経験、知見から、当社の経営に対する助言・提言を適宜行っております。
取締役　小林喜光	平成27年3月31日の退任迄に開催された取締役会15回のうち、11回に出席いたしました。大企業の経営者としての豊富な経験、知見から、当社の経営に対する助言・提言を適宜行っておりました。
取締役　白井克彦	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。工学博士として、また教育機関の運営責任者としての豊富な経験、知見から、当社の経営に対する助言・提言を適宜行っております。
取締役　菅野寛	当事業年度に開催された取締役会15回のうち、13回に出席いたしました。経営コンサルタントとしての豊富な経験や企業戦略立案の研究者としての専門的見地から、当社の経営に対する助言・提言を適宜行っております。
監査役　江藤洋一	当事業年度に開催された取締役会15回、監査役会13回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においても、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
監査役　川嶋俊昭	当事業年度に開催された取締役会15回、監査役会13回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においても、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

・上記の取締役会の開催回数の他、会社法第370条及び当社定款第28条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が２回ありました。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約により、社外役員がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合でかつ、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって当社に対する損害賠償責任を負うものとしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	92
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	188

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（注）2. 当社の重要な子会社のうち、JDI Hong Kong Limitedは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、財務報告に係る内部統制に関するアドバイザリー業務等を委託しております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を取締役会から監査役会に変更しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）を対象とするコンプライアンス基本規則を策定し、取締役自らが率先して遵守するとともに、当社グループにおける執行役員及び使用人（以下、取締役、執行役員及び使用人を併せて「役職員」という。）に対してコンプライアンスの教育・研修等を通じて継続的に周知する。
・コンプライアンス基本規則に基づきコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス管掌執行役員を選任し、当社グループにおけるコンプライアンス体制を整備する。
・コンプライアンス管掌執行役員は、通報先として社内通報窓口と社外通報窓口（法律事務所）から構成される内部通報制度を設け、法令違反その他コンプライアンス違反の予防、発見に努める。
・監査役は、取締役会を始め、重要な会議に出席し、情報を集めるとともに定期的に取締役にヒアリングするなど、当社グループにおける取締役及び執行役員の職務状況を把握する。
・代表取締役社長直属の内部監査室により、定期的に当社グループにおけるコンプライアンスの遵守状況の監査を実施し、代表取締役社長及び監査役へ報告を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役会資料、財務委員会資料、人材開発委員会資料、経営会議資料等の重要書類（電磁的情報を含む。）は、文書保存規則等に基づき、適切に、保存管理を行うとともに、取締役及び監査役が必要に応じて随時閲覧できる環境を整備する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスク管理規則を策定するとともに、事業計画の策定にあたっては当社グループにおける事業活動に影響を及ぼすリスクを低減させるための活動を盛り込む。
・当社各部署は、当社グループにおけるそれぞれの担当業務の領域に関し、リスク評価を行い、リスク評価の結果、その重要度に合わせ、関連規則の制定、教育の実施など、リスク低減の施策に取り組む。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、必要な規則等の整備を行うとともに、担当領域の業務を執行する。

・原則毎月1回開催される取締役会は、当社グループにおける事業計画、年度予算その他の経営に係わる重要な方針を決定し、それらの執行状況は執行役員等から取締役会に報告され、必要な対応を審議する。
・原則として毎週１回開催される経営会議は、代表取締役社長及び執行役員等により構成され、職務執行に関する権限及び責任について定める決定権限規則における決定区分に従い経営上の重要事項を迅速に審議・決定する。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

・当社の執行役員等を子会社の役員として選任し、選任された役員は各子会社の業務執行の状況を把握するとともに、当社は、会議や個別の報告等を通じて各子会社における業務概況の報告を受け、当社グループ全体の経営の健全化を維持・向上するため、子会社に対し適正な助言や指導を行う。
・当社グループにおける経営上の重要事項は、当社にて制定した子会社を含む決裁権限等を定めた社内規則及び取締役会規則に基づき、当社の承認のもとに実施する。
・当社は、子会社に対し、当社のコンプライアンス基本規則を踏まえ必要な関連規則を制定することを要請する。
・内部監査室は、当社グループにおける業務全般に関する監査を適宜実施する。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、その職務に相応しい人を任命する。
・補助すべき使用人が監査役の指示を受け業務を行う場合は、当該使用人が業務に専念できる体制を整える。
・監査役の職務を補助すべき使用人を任命した場合、当該使用人の人事については事前に監査役と協議を行う。

⑦ 当社グループの取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社グループにおける役職員は、あらかじめ監査役又は監査役会と協議した決定事項に基づき、職務執行等の状況を定期又は不定期に監査役又は監査役会に報告するとともに、当社グループ全体に、著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、速やかに、当該事実を監査役又は監査役会に報告する。
・常勤監査役は経営会議などの重要会議に出席し、業務運営の状況の把握に努める。
・コンプライアンス管掌執行役員は、内部通報制度に寄せられた情報のうち、重要なものを常勤監査役に報告する。
・監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として、当社グループにおいて不利な扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換を行うとともに、内部監査室と情報交換及び緊密な連携を図る。
・取締役会、経営会議、その他重要な会議体を開催する場合には、監査役にその旨を通知し、出席を求める。
・監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年5月13日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

なお、改定内容は当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しておりますが、当連結会計年度については当期純損失となったことなどを勘案し、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

次期については、フリーキャッシュフローの改善が見込まれることから期末配当を実施予定です。配当金額については、今後の業績進捗に応じ、別途お知らせいたします。また、当社は将来的な株主還元目標として、配当金と自社株買いを合わせた総還元性向を30%とすることを目指します。

連結計算書類

連結貸借対照表
平成27年３月31日現在

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**436,691**
現金及び預金	94,643
売掛金	144,087
未収入金	62,764
商品及び製品	30,730
仕掛品	53,863
原材料及び貯蔵品	28,815
繰延税金資産	13,587
その他	8,399
貸倒引当金	△200
固定資産	**394,930**
有形固定資産	**348,886**
建物及び構築物	83,916
機械装置及び運搬具	141,642
土地	10,899
リース資産	69,453
建設仮勘定	29,108
その他	13,865
無形固定資産	**33,010**
のれん	20,917
その他	12,092
投資その他の資産	**13,034**
その他	15,380
貸倒引当金	△2,345
資産合計	**831,622**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**348,684**
買掛金	197,103
１年内返済予定の長期借入金	8,647
未払法人税等	1,515
賞与引当金	5,923
リース債務	26,928
前受金	65,272
その他	43,294
固定負債	**80,311**
長期借入金	8,870
リース債務	39,068
退職給付に係る負債	31,654
その他	718
負債合計	**428,995**
純資産の部	
株主資本	**389,051**
資本金	**96,857**
資本剰余金	**257,044**
利益剰余金	**35,220**
自己株式	**△70**
その他の包括利益累計額	**11,930**
為替換算調整勘定	**19,838**
退職給付に係る調整累計額	**△7,907**
少数株主持分	**1,643**
純資産合計	**402,626**
負債純資産合計	**831,622**

（記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。）

連結損益計算書
自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**769,304**
売上原価	**713,587**
売上総利益	**55,717**
販売費及び一般管理費	**50,570**
営業利益	**5,147**
営業外収益	**5,755**
受取利息	217
為替差益	2,143
補助金収入	1,436
受取賃貸料	531
業務受託料	699
その他	726
営業外費用	**9,038**
支払利息	2,686
固定資産除却損	1,099
その他	5,253
経常利益	**1,864**
特別利益	**13,475**
補助金収入	13,475
特別損失	**23,607**
貸倒引当金繰入額	2,132
固定資産圧縮損	11,926
事業構造改善費用	9,548
税金等調整前当期純損失（△）	**△8,267**
法人税、住民税及び事業税	3,669
法人税等調整額	△441
少数株主損益調整前当期純損失（△）	**△11,495**
少数株主利益	775
当期純損失（△）	**△12,270**

（記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。）

連結株主資本等変動計算書
自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	96,857	257,053	49,192	△304	402,798
会計方針の変更による累積的影響額			△1,701		△1,701
会計方針の変更を反映した当期首残高	96,857	257,053	47,491	△304	401,096
当期変動額					
当期純損失（△）			△12,270		△12,270
自己株式の処分		△8		234	225
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					-
連結会計年度中の変動額合計	-	△8	△12,270	234	△12,045
当期末残高	96,857	257,044	35,220	△70	389,051

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10,565	△8,874	1,690	655	405,144
会計方針の変更による累積的影響額					△1,701
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,565	△8,874	1,690	655	403,443
当期変動額					
当期純損失（△）					△12,270
自己株式の処分					225
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	9,272	967	10,239	988	11,228
連結会計年度中の変動額合計	9,272	967	10,239	988	△816
当期末残高	19,838	△7,907	11,930	1,643	402,626

（記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。）

計算書類

貸借対照表
平成27年３月31日現在

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**419,229**
現金及び預金	53,925
売掛金	197,203
未収入金	94,750
商品及び製品	7,026
仕掛品	31,536
原材料及び貯蔵品	15,799
前払費用	5,209
繰延税金資産	12,121
関係会社短期貸付金	472
その他	1,188
貸倒引当金	△5
固定資産	**354,578**
有形固定資産	**308,905**
建物	70,681
構築物	4,623
機械及び装置	124,731
車両運搬具	57
工具、器具及び備品	10,086
土地	4,352
リース資産	69,453
建設仮勘定	24,918
無形固定資産	**15,208**
のれん	5,210
特許権	2,672
借地権	7
ソフトウエア	4,474
その他	2,843
投資その他の資産	**30,464**
関係会社株式	6,109
関係会社出資金	15,291
長期貸付金	16
長期前払費用	873
繰延税金資産	7,768
その他	409
貸倒引当金	△3
資産合計	**773,807**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**366,692**
買掛金	222,999
1年内返済予定の長期借入金	8,589
リース債務	26,928
未払金	24,177
未払費用	12,623
未払法人税等	710
賞与引当金	5,106
前受金	65,122
前受収益	117
その他	317
固定負債	**70,427**
長期借入金	8,543
リース債務	39,068
退職給付引当金	22,128
その他	687
負債合計	**437,120**
純資産の部	
株主資本	**336,687**
資本金	**96,857**
資本剰余金	**353,927**
資本準備金	123,841
その他資本剰余金	230,086
利益剰余金	**△114,027**
その他利益剰余金	△114,027
繰越利益剰余金	△114,027
自己株式	**△70**
純資産合計	**336,687**
負債純資産合計	**773,807**

（記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。）

損益計算書
自　平成26年４月 １日
至　平成27年３月31日

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**750,983**
売上原価	**723,938**
売上総利益	**27,044**
販売費及び一般管理費	**34,608**
営業損失（△）	**△7,563**
営業外収益	**9,822**
受取利息	25
為替差益	6,638
補助金収入	1,401
受取賃貸料	453
業務受託料	699
その他	603
営業外費用	**7,281**
支払利息	2,645
固定資産除却損	832
その他	3,803
経常損失（△）	**△5,023**
特別利益	**13,475**
補助金収入	13,475
特別損失	**21,475**
固定資産圧縮損	11,926
事業構造改善費用	9,548
税引前当期純損失（△）	**△13,022**
法人税、住民税及び事業税	703
法人税等調整額	513
当期純損失（△）	**△14,238**

（記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書
自　平成26年４月 １日
至　平成27年３月31日

（単位：百万円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	96,857	123,841	230,095	353,936	△98,087	△98,087	△304	352,401	352,401
会計方針の変更による累積的影響額					△1,701	△1,701		△1,701	△1,701
会計方針の変更を反映した当期首残高	96,857	123,841	230,095	353,936	△99,788	△99,788	△304	350,699	350,699
当期変動額									
当期純損失(△)					△14,238	△14,238		△14,238	△14,238
自己株式の処分			△8	△8			234	225	225
当期変動額合計	-	-	△8	△8	△14,238	△14,238	234	△14,012	△14,012
当期末残高	96,857	123,841	230,086	353,927	△114,027	△114,027	△70	336,687	336,687

（記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。）

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月11日

株式会社ジャパンディスプレイ
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	目加田　雅洋	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮原　正弘	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中　徹	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ジャパンディスプレイの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジャパンディスプレイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月11日

株式会社ジャパンディスプレイ
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	目加田　雅洋	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮原　正弘	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中　徹	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ジャパンディスプレイの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、株式会社ジャパンディスプレイの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、また事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月12日

株式会社ジャパンディスプレイ　監査役会

常勤監査役　川﨑 和雄　㊞

常勤監査役　佐藤 幸宏　㊞

社外監査役　江藤 洋一　㊞

社外監査役　川嶋 俊昭　㊞

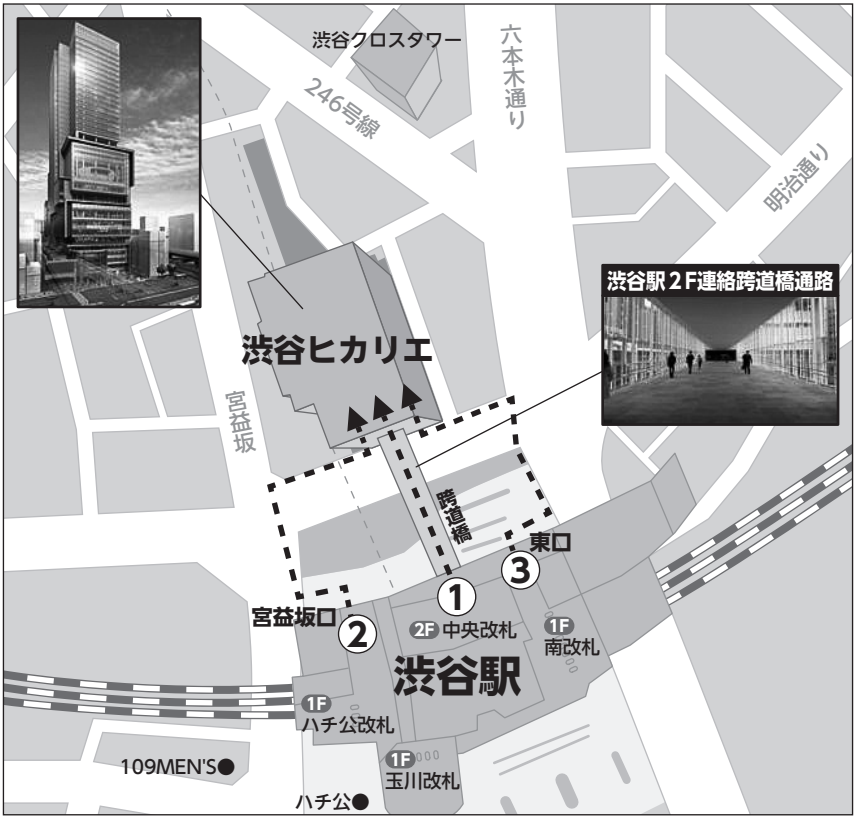
以　上

MEMO

株主総会会場ご案内図

会場　東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号
渋谷ヒカリエ　９階　ヒカリエホール

電話　03-6732-8100（当社大代表）



◇ＪＲ線、東京メトロ銀座線、京王井の頭線

①「渋谷駅」２階　中央改札　→　２階連絡通路　徒歩３分

②「渋谷駅」１階　ハチ公改札／玉川改札　→　宮益坂口方面
→　地上ルート（宮益坂交差点通過）　徒歩約５分

③「渋谷駅」１階　南口改札　→　東口出口　→地上ルート（歩道橋通過）　徒歩約３分

◇東急東横線・田園都市線、東京メトロ半蔵門線・副都心線

「渋谷駅」　Ｂ３Ｆ　渋谷ヒカリエ１改札（15番出口）　徒歩約１分

渋谷ヒカリエ　９階　総会会場へは、各階停止エレベーターをご利用ください。

※急行エレベーターをご利用の場合、11階で降車し、エスカレーターで９階へお越しください。

株主総会ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございませんので
あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。